

手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後短期間で、本人の都合による退職または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者へ返還いたします。

■入社から1ヵ月未満で雇用契約が終了した場合 80%

■入社から3か月未満で雇用契約が終了した場合 30%

以下の場合、返戻金制度は適用されません

1. 求職者が、もっぱら派遣先(求人者)の都合により退職をすることとなった場合には、紹介手数料の払い戻しは行わないものとする。
2. 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職となった場合には、紹介手数料の払い戻しは行わないものとする。

返戻金制度は有料職業紹介基本契約書により別の定めにする場合があります。

事業所名称 株式会社ジェイウェイブ
許可番号 40-ユ-120006